

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月15日

【中間会計期間】 第97期中(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社神奈川銀行

【英訳名】 THE KANAGAWA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 近 藤 和 明

【本店の所在の場所】 横浜市中区長者町9丁目166番地

【電話番号】 045(261)2641(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 宮 田 新 悟

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区長者町9丁目166番地

【電話番号】 045(261)2641

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 宮 田 新 悟

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2019年度 中間連結 会計期間 (自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	2020年度 中間連結 会計期間 (自2020年 4月1日 至2020年 9月30日)	2021年度 中間連結 会計期間 (自2021年 4月1日 至2021年 9月30日)	2019年度 (自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)	2020年度 (自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	4,286	4,065	4,229	8,668	8,354
連結経常利益	百万円	749	517	628	1,284	1,238
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	500	363	410	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	-	-	-	840	795
連結中間包括利益	百万円	590	687	506	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	500	1,512
連結純資産額	百万円	25,171	24,544	27,649	23,968	27,257
連結総資産額	百万円	474,369	544,495	568,398	470,630	544,977
1株当たり純資産額	円	5,645.30	5,504.92	5,749.24	5,375.69	5,664.47
1株当たり中間純利益	円	112.25	81.42	88.02	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	188.52	177.86
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	-	-	85.30	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	176.69
自己資本比率	%	5.30	4.50	4.86	5.09	5.00
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,836	43,315	21,847	2,552	43,434
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	954	686	7,984	4,740	4,454
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	173	168	175	341	1,657
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	16,817	59,985	70,478	16,151	56,789
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	383 [176]	382 [164]	383 [156]	370 [172]	368 [162]

(注) 1. 2019年度中間連結会計期間及び2020年度中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

2019年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第95期中	第96期中	第97期中	第95期	第96期
決算年月		2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月
経常収益	百万円	4,286	4,065	4,229	8,668	8,354
経常利益	百万円	748	516	627	1,282	1,237
中間純利益	百万円	499	362	409	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	839	794
資本金	百万円	5,191	5,191	6,191	5,191	6,191
発行済株式総数	千株	4,474	4,474	普通株式 4,474 第 1 回 A 種優先株式 200	4,474	普通株式 4,474 第 1 回 A 種優先株式 200
純資産額	百万円	25,094	24,512	27,507	23,935	27,105
総資産額	百万円	474,378	544,514	568,406	470,650	544,984
預金残高	百万円	435,773	489,706	499,120	434,558	479,995
貸出金残高	百万円	354,364	387,246	385,331	357,293	383,412
有価証券残高	百万円	91,956	85,804	99,353	86,167	91,310
1 株当たり配当額	円	25	25	普通株式 25 第 1 回 A 種優先株式 90	50	普通株式 50 第 1 回 A 種優先株式 10.36
自己資本比率	%	5.29	4.50	4.83	5.08	4.97
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	382 [170]	381 [159]	382 [154]	369 [166]	367 [160]

(注) 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2021年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	382 [154]	1 [1]	383 [156]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員157人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2021年9月30日現在

従業員数(人)	382[154]
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員155人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員3人を含んでおります。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 当行の従業員組合は、神奈川銀行従業員組合と称し、組合員数は295人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間連結会計期間における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に変更はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当行グループ（当行、連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当行グループは、銀行業以外に物品配送等業務を営んでおりますが、それら事業の全セグメントに占める割合が継続的に僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

財政状態及び経営成績の状況

預金は、前連結会計年度末比191億24百万円増加し、4,991億1百万円となりました。貸出金は、前連結会計年度末比19億19百万円増加し、3,853億31百万円となりました。有価証券は、前連結会計年度末比80億43百万円増加し、993億43百万円となりました。

損益につきましては、経常収益は42億29百万円（前年同期は40億65百万円）、経常利益は6億28百万円（前年同期は5億17百万円）、親会社株主に帰属する中間純利益は4億10百万円（前年同期は3億63百万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は704億78百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

預金の増加等により、218億47百万円の収入（前中間連結会計期間は433億15百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の購入等により、79億84百万円の支出（前連結会計年度は6億86百万円の収入）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

配当金の支払等により、1億75百万円の支出（前連結会計年度は1億68百万円の支出）となりました。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結累計期間において、前連結会計年度の連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積もり及び仮定について、重要な変更はありません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

経営成績の分析

資金運用収支は、新型コロナウイルス対策融資に積極的に取り組みました結果、貸出金の残高が増加したことから貸出金利息が増加したことなどにより、前中間連結会計期間比67百万円増加し、34億50百万円となりました。

役務取引等収支は、金融商品販売手数料の増加などにより、前中間連結会計期間比87百万円増加し、4億37百万円となりました。

その他業務収支は、前中間連結会計期間比12百万円減少し、25百万円となりました。

貸出金利息は前中間連結会計期間比42百万円の増加、役務取引等収益についても前中間連結会計期間比85百万円増加していることなどから、いわゆる本業部分での収益増加が図られたものと認識しております。

財政状態の分析

貸出金は、地元企業向けの貸出を推進し、前連結会計年度比19億19百万円増加し、3,853億31百万円となりました。なお、注力している中小企業等貸出金比率は94.16%となりました。

有価証券は、前連結会計年度比80億43百万円増加し、993億43百万円となりました。地方債について、33億60百万円の残高増加となりました。

預金は、貸出金の歩留まりなどにより、前連結会計年度比191億24百万円増加し、4,991億1百万円となりました。

純資産の部合計は、親会社株主に帰属する中間純利益4億10百万円の計上などにより、前連結会計年度比3億92百万円増加し、276億49百万円となりました。

資本の財源および資金の流動性に係る情報

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、218億47百万円の収入（前中間連結会計期間は433億15百万円の収入）となりました。これは「預金の増加」による資金増加額が191億23百万円となったことなどが要因です。

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、79億84百万円の支出（前中間連結会計期間は6億86百万円の収入）となりました。これは、地方債の購入などによって「有価証券の購入による支出」による資金減少額が114億57百万円となっていることなどが主な要因です。

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、1億75百万円の支出（前中間連結会計期間は1億68百万円の支出）となりました。これは、「配当金の支払」による資金減少額が1億13百万円、「リース債務の返済による支出」による資金減少額が60百万円となっていることが主な要因です。

こうした結果、当中間連結会計期間末における「現金及び現金同等物」の残高は、704億78百万円と前中間連結会計期間末比104億93百万円の増加となりました。これは、預金の残高の14.12%であり、十分な資金の流動性を確保しております。

(参考)

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

(経営成績の説明) 資金運用収支は67百万円の増加、役務取引等収支は87百万円の増加、その他業務収支は12百万円の減少となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	3,383	0	-	3,383
	当中間連結会計期間	3,450	0	-	3,450
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	3,460	0	-	3,460
	当中間連結会計期間	3,524	0	-	3,524
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	76	0	-	76
	当中間連結会計期間	74	0	-	74
役務取引等収支	前中間連結会計期間	350	0	-	350
	当中間連結会計期間	437	0	-	437
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	548	0	-	548
	当中間連結会計期間	632	0	-	633
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	197	0	-	198
	当中間連結会計期間	194	1	-	196
その他業務収支	前中間連結会計期間	13	0	-	13
	当中間連結会計期間	26	1	-	25
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	43	0	-	44
	当中間連結会計期間	34	1	-	35
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	57	0	-	57
	当中間連結会計期間	60	-	-	60

(注) 1. 「国内業務部門」とは当行及び国内子会社の円建取引であります。
「国際業務部門」とは当行及び国内子会社の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の相殺消去はしておりません。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

(経営成績の説明)

国内業務部門の資金運用勘定は貸出金の増加を主因として、831億45百万円増加しました。資金調達勘定は預金の増加等により、468億48百万円増加いたしました。

国際業務部門の資金運用勘定は3百万円減少し、資金調達勘定は預金の増加を主因として、1百万円増加いたしました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	463,250	3,460	1.48
	当中間連結会計期間	546,395	3,524	1.28
うち貸出金	前中間連結会計期間	377,179	3,146	1.66
	当中間連結会計期間	385,791	3,188	1.64
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	84,078	308	0.73
	当中間連結会計期間	91,810	309	0.67
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,010	0	-
	当中間連結会計期間	1,830	0	-
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	982	4	0.98
	当中間連結会計期間	66,963	26	0.07
資金調達勘定	前中間連結会計期間	488,005	76	0.03
	当中間連結会計期間	534,853	74	0.02
うち預金	前中間連結会計期間	471,844	74	0.03
	当中間連結会計期間	499,025	72	0.02
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	573	0	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	15,832	-	-
	当中間連結会計期間	34,872	-	-

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2. 「国内業務部門」とは、当行及び国内子会社の円建取引であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間34,399百万円、当中間連結会計期間64,557百万円）を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	108	0	0.04
	当中間連結会計期間	105	0	0.02
うち貸出金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
資金調達勘定	前中間連結会計期間	105	0	0.29
	当中間連結会計期間	106	0	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	105	0	0.29
	当中間連結会計期間	106	0	0.29
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 「国際業務部門」とは当行及び国内子会社の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	463,359	-	463,359	3,460	-	3,460	1.48
	当中間連結会計期間	546,500	-	546,500	3,524	-	3,524	1.28
うち貸出金	前中間連結会計期間	377,179	-	377,179	3,146	-	3,146	1.66
	当中間連結会計期間	385,791	-	385,791	3,188	-	3,188	1.64
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	84,078	-	84,078	308	-	308	0.73
	当中間連結会計期間	91,810	-	91,810	309	-	309	0.67
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,010	-	1,010	0	-	0	-
	当中間連結会計期間	1,830	-	1,830	0	-	0	-
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	982	-	982	4	-	4	0.98
	当中間連結会計期間	66,963	-	66,963	26	-	26	0.07
資金調達勘定	前中間連結会計期間	488,111	-	488,111	76	-	76	0.03
	当中間連結会計期間	534,959	-	534,959	74	-	74	0.02
うち預金	前中間連結会計期間	471,950	-	471,950	75	-	75	0.03
	当中間連結会計期間	499,131	-	499,131	72	-	72	0.02
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うちコールマネー及 び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	573	-	573	0	-	0	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	15,832	-	15,832	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	34,872	-	34,872	-	-	-	-

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間34,399百万円、当中間連結会計期間64,557百万円）を控除して表示しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績の説明)

預金・貸出関連業務等の増収により役務取引等収益は85百万円増加、役務取引等費用は2百万円減少いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	548	0	-	548
	当中間連結会計期間	632	0	-	633
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	236	-	-	236
	当中間連結会計期間	283	-	-	283
うち為替業務	前中間連結会計期間	160	0	-	161
	当中間連結会計期間	162	0	-	163
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	37	-	-	37
	当中間連結会計期間	72	-	-	72
うち代理業務	前中間連結会計期間	80	-	-	80
	当中間連結会計期間	82	-	-	82
うち保護預り、 貸金庫業務	前中間連結会計期間	32	-	-	32
	当中間連結会計期間	31	-	-	31
うち保証業務	前中間連結会計期間	0	-	-	0
	当中間連結会計期間	0	-	-	0
役務取引等費用	前中間連結会計期間	197	0	-	198
	当中間連結会計期間	194	1	-	196
うち為替業務	前中間連結会計期間	31	0	-	32
	当中間連結会計期間	32	1	-	33

(注) 「国内業務部門」とは当行及び国内子会社の円建取引であります。
「国際業務部門」とは当行及び国内子会社の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	489,583	104	-	489,687
	当中間連結会計期間	498,993	107	-	499,101
うち流動性預金	前中間連結会計期間	294,941	-	-	294,941
	当中間連結会計期間	306,573	-	-	306,573
うち定期性預金	前中間連結会計期間	193,636	-	-	193,636
	当中間連結会計期間	191,023	-	-	191,023
うちその他	前中間連結会計期間	1,005	104	-	1,109
	当中間連結会計期間	1,397	107	-	1,504
譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
総合計	前中間連結会計期間	489,583	104	-	489,687
	当中間連結会計期間	498,993	107	-	499,101

- (注) 1. 「国内業務部門」とは当行及び国内子会社の円建取引であります。
「国際業務部門」とは当行及び国内子会社の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4. 国内業務部門と国際業務部門の相殺消去はしていません。

(5) 国内業務貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	387,246	100.00	385,331	100.00
製造業	25,027	6.46	24,153	6.27
農業・林業	486	0.13	438	0.12
漁業	14	0.00	12	0.00
鉱業・採石業・砂利採取業	71	0.02	51	0.01
建設業	45,160	11.66	49,083	12.74
電気・ガス・熱供給・水道業	686	0.18	743	0.19
情報通信業	3,440	0.89	3,570	0.93
運輸業・郵便業	15,916	4.11	13,789	3.58
卸売業・小売業	37,117	9.59	39,200	10.17
金融業・保険業	4,564	1.18	4,630	1.20
不動産業・物品賃貸業	106,537	27.51	106,700	27.69
地方公共団体	6,250	1.61	5,394	1.40
その他	141,978	36.66	137,568	35.70
合計	387,246	—	385,331	—

(注) 「国内」とは当行及び国内子会社であります。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	24,021	-	24,021
	当中間連結会計期間	22,820	-	22,820
地方債	前中間連結会計期間	35,238	-	35,238
	当中間連結会計期間	42,950	-	42,950
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	16,781	-	16,781
	当中間連結会計期間	19,554	-	19,554
株式	前中間連結会計期間	5,740	-	5,740
	当中間連結会計期間	7,600	-	7,600
その他の証券	前中間連結会計期間	4,012	-	4,012
	当中間連結会計期間	6,416	-	6,416
合計	前中間連結会計期間	85,794	-	85,794
	当中間連結会計期間	99,343	-	99,343

- (注) 1. 「国内業務部門」とは当行及び国内子会社の円建取引であります。
「国際業務部門」とは当行及び国内子会社の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。
2. 「その他の証券」は、投資信託及び組合出資金であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2021年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.94
2. 連結における自己資本の額	25,853
3. リスク・アセットの額	259,905
4. 連結総所要自己資本額	10,396

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2021年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	9.88
2. 単体における自己資本の額	25,711
3. リスク・アセットの額	260,063
4. 単体総所要自己資本額	10,402

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2020年9月30日	2021年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,627	1,513
危険債権	4,150	4,921
要管理債権	1,526	1,387
正常債権	378,362	377,924

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
第1回A種優先株式	1,000,000
第2回A種優先株式	1,000,000
第3回A種優先株式	1,000,000
計	10,000,000

(注)「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能種類株式総数の合計とは一致していません。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,474,900	同左	該当事項はありません。	株主として権利内容に制限のない、標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
第1回A種 優先株式	200,000	同左	該当事項はありません。	(注) 単元株式数は100株であります。
計	4,674,900	同左	-	-

(注) 第1回A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第1回A種優先配当金

(1) 第1回A種優先配当金

当行は、定款第47条第1項に定める期末配当をするときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に年率1.80%を乗じて算出した額の金銭(2021年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は、年率1.80%に基づき払込期日(同日を含む。)から2021年3月31日(同日を含む。)までの間の日数につき1年を365日とする日割り計算により算出される額とし、円位未満小数点第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)(以下「第1回A種優先配当金」という。)の配当をする。また、当該基準の属する事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対して第2項に定める第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2. 第1回A種優先中間配当金

当行は、定款第47条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第1回A種優先中間配当金」という。)を支払う。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回A種優先配当金相当額

第1回A種優先株式1株当たりの経過第1回A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回A種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種優先登録株式質権者に対して第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4. 議決権

第1回A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回A種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第1回A種優先株式の取得と引換えに、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式の払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記3(3)に定める経過第1回A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回A種優先配当金相当額を計算する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2031年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日に残存する第1回A種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかる第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、第1回A種優先株主に対し、その有する第1回A種優先株式数に第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）および経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、本(1)においては、上記3(3)に定める経過第1回A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「一斉取得日」と読み替えて、経過第1回A種優先配当金相当額を計算する。

(2) 一斉取得価額

イ. 一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等（金融商品取引所または店頭売買有価証券市場への上場または登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所または店頭売買有価証券市場をいう。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)）に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ. 上記イ. 以外の場合

一斉取得価額は、一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額および配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記(4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記(4)に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、第1回A種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）。

(4) 下限取得価額の調整

イ. 第1回A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する時価（下記八.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額

調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付

株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ。上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト。下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

8.株式の分割または併合および株式無償割当て

当行は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当行は、第1回A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権付無償割当てを行わない。

9.法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10.その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

11.議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勘案し、株主総会において議決権を有しないこととしております。

12.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年9月30日	-	4,674,900	-	6,191	-	5,101

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2021年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
横浜振興株式会社	横浜市中区南仲通 2 - 21 - 1	430,608	9.24
日本木槽木管株式会社	横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 20 - 3	381,620	8.19
株式会社朋栄	横浜市中区山下町 2	378,991	8.13
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3 - 1 - 1	361,648	7.76
丸全昭和運輸株式会社	横浜市中区南仲通 2 - 15	132,280	2.83
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5	131,673	2.82
馬淵建設株式会社	横浜市南区花之木町 2 - 26	107,675	2.31
公益財団法人はまぎん産業文化 振興財団	横浜市西区みなとみらい 3 - 1 - 1	104,998	2.25
神奈川銀行行員持株会	横浜市中区長者町 9 - 166	72,523	1.55
株式会社日新	横浜市中区尾上町 6 - 81	60,528	1.29
計	-	2,162,544	46.42

所有議決権数別

2021年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
横浜振興株式会社	横浜市中区南仲通 2 - 21 - 1	4,306	9.70
株式会社朋栄	横浜市中区山下町 2	3,789	8.54
日本木槽木管株式会社	横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 20 - 3	3,716	8.37
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3 - 1 - 1	2,651	5.97
丸全昭和運輸株式会社	横浜市中区南仲通 2 - 15	1,322	2.98
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5	1,316	2.96
馬淵建設株式会社	横浜市南区花之木町 2 - 26	1,076	2.42
公益財団法人はまぎん産業文化 振興財団	横浜市西区みなとみらい 3 - 1 - 1	1,049	2.36
神奈川銀行行員持株会	横浜市中区長者町 9 - 166	725	1.63
株式会社日新	横浜市中区尾上町 6 - 81	605	1.36
計	-	20,555	46.33

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 200,000	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,600	-	株主として権利内容に制限のない、 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,436,000	44,360	同上
単元未満株式	普通株式 22,300	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	4,674,900	-	-
総株主の議決権	-	44,360	-

(注) 1. 第1回A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式26株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株神奈川銀行	横浜市中区長者町9丁目 166番地	16,600	-	16,600	0.35
計	-	16,600	-	16,600	0.35

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までに、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2021年4月1日 至2021年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2021年4月1日 至2021年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
現金預け金	6 59,335	6 72,906
買入金銭債権	84	83
有価証券	6 91,300	6 99,343
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 383,412	1, 2, 3, 4, 5, 7 385,331
外国為替	106	105
その他資産	6 8,813	6 8,899
有形固定資産	8, 9 4,375	8, 9 4,235
無形固定資産	27	27
支払承諾見返	238	236
貸倒引当金	2,717	2,770
資産の部合計	544,977	568,398
負債の部		
預金	479,977	499,101
借入金	6 33,600	6 37,200
その他負債	2,452	2,737
賞与引当金	127	126
退職給付に係る負債	494	487
睡眠預金払戻損失引当金	41	37
繰延税金負債	279	315
再評価に係る繰延税金負債	8 507	8 507
支払承諾	238	236
負債の部合計	517,719	540,748
純資産の部		
資本金	6,191	6,191
資本剰余金	5,101	5,101
利益剰余金	12,969	13,266
自己株式	61	62
株主資本合計	24,200	24,496
その他有価証券評価差額金	1,939	2,045
土地再評価差額金	8 975	8 975
退職給付に係る調整累計額	141	131
その他の包括利益累計額合計	3,056	3,153
純資産の部合計	27,257	27,649
負債及び純資産の部合計	544,977	568,398

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
経常収益	4,065	4,229
資金運用収益	3,460	3,524
(うち貸出金利息)	3,146	3,188
(うち有価証券利息配当金)	308	309
役務取引等収益	548	633
その他業務収益	44	35
その他経常収益	1 12	1 36
経常費用	3,548	3,601
資金調達費用	76	74
(うち預金利息)	75	72
役務取引等費用	198	196
その他業務費用	57	60
営業経費	2 2,998	2 2,973
その他経常費用	3 217	3 296
経常利益	517	628
特別損失	25	0
固定資産処分損	25	0
税金等調整前中間純利益	491	627
法人税、住民税及び事業税	173	218
法人税等調整額	45	2
法人税等合計	128	216
中間純利益	363	410
親会社株主に帰属する中間純利益	363	410

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
中間純利益	363	410
その他の包括利益	324	96
其他有価証券評価差額金	326	106
退職給付に係る調整額	2	9
中間包括利益	687	506
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	687	506
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,191	4,101	12,397	60	21,629	1,339	975	24	2,339	23,968
当中間期変動額										
剰余金の配当			111		111					111
親会社株主に帰属する中間純利益			363		363					363
自己株式の取得				0	0					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						326	-	2	324	324
当中間期変動額合計	-	-	251	0	251	326	-	2	324	575
当中間期末残高	5,191	4,101	12,649	60	21,880	1,666	975	22	2,663	24,544

当中間連結会計期間(自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6,191	5,101	12,969	61	24,200	1,939	975	141	3,056	27,257
当中間期変動額										
剰余金の配当			113		113					113
親会社株主に帰属する中間純利益			410		410					410
自己株式の取得				1	1					1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						106	-	9	96	96
当中間期変動額合計	-	-	296	1	295	106	-	9	96	392
当中間期末残高	6,191	5,101	13,266	62	24,496	2,045	975	131	3,153	27,649

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	491	627
減価償却費	179	178
貸倒引当金の増減()	98	52
賞与引当金の増減額()は減少)	2	1
退職給付に係る負債の増減額()は減少)	5	20
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	8	4
資金運用収益	3,460	3,524
資金調達費用	76	74
有価証券関係損益()	4	0
固定資産処分損益()は益)	25	0
貸出金の純増()減	29,953	1,918
預金の純増減()	55,148	19,123
借入金金の純増減()	17,700	3,600
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	549	117
外国為替(資産)の純増()減	1	1
資金運用による収入	3,499	3,571
資金調達による支出	80	73
その他の負債の増減額()は減少)	130	145
その他	56	14
小計	43,356	21,935
法人税等の支払額	40	87
営業活動によるキャッシュ・フロー	43,315	21,847
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	4,522	11,457
有価証券の売却による収入	1,796	1,410
有価証券の償還による収入	3,496	2,103
有形固定資産の取得による支出	83	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	686	7,984
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	111	113
自己株式の取得による支出	0	1
リース債務の返済による支出	57	60
財務活動によるキャッシュ・フロー	168	175
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額()は減少)	43,833	13,688
現金及び現金同等物の期首残高	16,151	56,789
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 59,985	1 70,478

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社

主要な会社名

株式会社かなぎんビジネスサービス

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため持分法適用会社はありません。

3．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日と中間連結決算日とは一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～47年

その他 3年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権等については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)等により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は852百万円(前連結会計年度末は812百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(11) 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（ETFを除く）の期中収益分配金（解約・償還時の差損益を含む）については、全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当中間連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当中間連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

これによる中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
破綻先債権額	267百万円	143百万円
延滞債権額	6,387百万円	6,250百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	40百万円	155百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,233百万円	1,231百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
合計額	7,928百万円	7,780百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1,071百万円	1,132百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	39,962百万円	43,753百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	33,600百万円	37,200百万円

上記のほか、為替決済、公金受託事務等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
有価証券	14,276百万円	14,250百万円
預け金	1百万円	1百万円
その他資産	8,021百万円	8,021百万円

また、その他資産には保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
保証金	69百万円	63百万円
敷金	259百万円	251百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
融資未実行残高	25,328百万円	26,626百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法の規定により地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に合理的な調整を行って算出する方法

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
980百万円	976百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
減価償却累計額	4,982百万円	5,068百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
株式等売却益	5百万円	2百万円
償却債権取立益	1百万円	22百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給与・手当	1,274百万円	1,274百万円
退職給付費用	47百万円	35百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
貸倒引当金繰入額	121百万円	142百万円
債権売却損	12百万円	-百万円
貸出金償却	5百万円	34百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,474	-	-	4,474	
合 計	4,474	-	-	4,474	
自己株式					
普通株式	16	0	-	16	(注)
合 計	16	0	-	16	

(注) 自己株式中の普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	111	25	2020年3月31日	2020年6月22日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	111	利益剰余金	25	2020年9月30日	2020年12月4日

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,474	-	-	4,474	
第1回A種 優先株式	200	-	-	200	
合 計	4,674	-	-	4,674	
自己株式					
普通株式	16	0	-	16	(注)
合 計	16	0	-	16	

(注) 自己株式中の普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	111	25	2021年3月31日	2021年6月21日
	第1回A種 優先株式	2	10.36	2021年3月31日	2021年6月21日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	111	利益剰余金	25	2021年9月30日	2021年12月3日
	第1回A種 優先株式	18	利益剰余金	90	2021年9月30日	2021年12月3日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金預け金勘定	61,078百万円	72,906百万円
定期預け金	1百万円	1,501百万円
普通預け金	1,036百万円	868百万円
郵便為替貯金	55百万円	58百万円
現金及び現金同等物	59,985百万円	70,478百万円

(金融商品関係)

１．金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2021年３月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	59,335	59,247	87
(2) コールローン及び買入手形	-	-	-
(3) 有価証券 其他有価証券	90,543	90,543	-
(4) 貸出金 貸倒引当金(＊)	383,412 2,678		
	380,734	387,326	6,592
資産計	530,613	537,118	6,504
(1) 預金	479,977	480,037	60
(2) 借入金	33,600	33,600	-
負債計	513,577	513,637	60

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2021年９月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	72,906	72,833	72
(2) コールローン及び買入手形	-	-	-
(3) 有価証券 其他有価証券	98,498	98,498	-
(4) 貸出金 貸倒引当金(＊)	385,331 2,731		
	382,599	389,205	6,606
資産計	554,004	560,537	6,533
(1) 預金	499,101	499,157	55
(2) 借入金	37,200	37,200	-
負債計	536,301	536,357	55

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	638	726
組合出資金(*3)	118	118

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間における減損処理額はありませ

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりませ

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	29,694	62,505	-	92,199
株式	6,874	-	-	6,874
国債・地方債等	22,820	42,950	-	65,771
社債	-	19,554	-	19,554
資産計	29,694	62,505	-	92,199

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりませ

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
現金預け金	-	72,833	-	72,833
貸出金	-	-	389,205	389,205
資産計	-	72,833	389,205	462,039
預金	-	499,157	-	499,157
借入金	-	37,200	-	37,200
負債計	-	536,357	-	536,357

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断しレベル 3 の時価に分類しております。

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル 2 の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特定処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1．満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2021年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

２．その他有価証券

前連結会計年度(2021年 3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	4,569	3,073	1,495
	債券	62,517	61,135	1,382
	国債	22,857	21,691	1,165
	地方債	27,984	27,827	157
	短期社債	-	-	-
	社債	11,675	11,616	59
	その他	2,177	1,993	184
	小計	69,264	66,202	3,062
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,054	1,240	186
	債券	17,994	18,029	34
	国債	596	599	3
	地方債	11,605	11,629	23
	短期社債	-	-	-
	社債	5,792	5,799	6
	その他	2,230	2,342	111
	小計	21,279	21,612	333
合計		90,543	87,814	2,729

当中間連結会計期間(2021年 9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	5,212	3,497	1,714
	債券	65,825	64,488	1,337
	国債	21,820	20,681	1,139
	地方債	31,143	30,995	148
	短期社債	-	-	-
	社債	12,860	12,811	49
	その他	3,340	3,103	237
	小計	74,379	71,089	3,289
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	1,661	1,890	228
	債券	19,499	19,523	23
	国債	999	1,000	0
	地方債	11,806	11,822	16
	短期社債	-	-	-
	社債	6,693	6,699	6
	その他	2,957	3,117	159
	小計	24,118	24,531	412
合計		98,498	95,620	2,877

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は上場株式 41百万円、非上場株式 0 百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度(2021年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2021年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年 3 月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	2,729
その他有価証券	2,729
()繰延税金負債	789
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,939
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,939

当中間連結会計期間(2021年 9 月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	2,877
その他有価証券	2,877
()繰延税金負債	831
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,045
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,045

(デリバティブ取引関係)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2021年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2021年９月30日現在)

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2021年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2021年９月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 2020年４月１日 至 2020年９月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2021年４月１日 至 2021年９月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2021年４月１日 至 2021年９月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(2021年３月31日現在)

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(2021年９月30日現在)

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
経常収益	4,229
うち役務取引等収益	633
預金・貸出業務	283
為替業務	163
証券関連業務	72
代理業務	82
保護預り・貸金庫業務	31
保証業務	0

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、銀行業の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、銀行業の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2021年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	5,664円47銭	5,749円24銭

2 . 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	円	81.42	88.02
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	363	410
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	18
うち中間優先配当額	百万円	-	18
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	363	392
普通株式の期中平均株式数	千株	4,458	4,458
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利 益	円	-	85.30
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整 額	百万円	-	18
うち中間優先配当額	百万円	-	18
普通株式増加数	千株	-	353
うち優先株式	千株	-	353
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後 1 株当たり中間純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載
していません。

(重要な後発事象)

該当事項はございません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (2021年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	7 59,335	7 72,906
買入金銭債権	84	83
有価証券	1, 7 91,310	1, 7 99,353
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 383,412	2, 3, 4, 5, 6, 8 385,331
外国為替	106	105
その他資産	8,810	8,897
その他の資産	7 8,810	7 8,897
有形固定資産	4,375	4,235
無形固定資産	27	27
支払承諾見返	238	236
貸倒引当金	2,717	2,770
資産の部合計	544,984	568,406
負債の部		
預金	479,995	499,120
借入金	7 33,600	7 37,200
その他負債	2,452	2,736
未払法人税等	108	247
リース債務	416	355
その他の負債	1,927	2,133
賞与引当金	127	126
退職給付引当金	698	677
睡眠預金払戻損失引当金	41	37
繰延税金負債	217	257
再評価に係る繰延税金負債	507	507
支払承諾	238	236
負債の部合計	517,878	540,899
純資産の部		
資本金	6,191	6,191
資本剰余金	5,101	5,101
資本準備金	5,101	5,101
利益剰余金	12,959	13,255
利益準備金	1,090	1,090
その他利益剰余金	11,869	12,165
別途積立金	6,492	6,492
繰越利益剰余金	5,376	5,672
自己株式	61	62
株主資本合計	24,190	24,485
その他有価証券評価差額金	1,939	2,045
土地再評価差額金	975	975
評価・換算差額等合計	2,915	3,021
純資産の部合計	27,105	27,507
負債及び純資産の部合計	544,984	568,406

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
経常収益	4,065	4,229
資金運用収益	3,460	3,524
(うち貸出金利息)	3,146	3,188
(うち有価証券利息配当金)	308	309
役務取引等収益	548	633
その他業務収益	44	35
その他経常収益	¹ 12	¹ 36
経常費用	3,549	3,602
資金調達費用	76	74
(うち預金利息)	75	72
役務取引等費用	198	196
その他業務費用	56	59
営業経費	² 3,000	² 2,975
その他経常費用	³ 217	³ 296
経常利益	516	627
特別損失	25	0
固定資産処分損	25	0
税引前中間純利益	491	626
法人税、住民税及び事業税	173	218
法人税等調整額	45	2
法人税等合計	128	216
中間純利益	362	409

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	土地再 評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余 金		利益剰 余金合 計						
					別途積 立金	繰越利 益剰余 金							
当期首残高	5,191	4,101	4,101	1,090	6,492	4,805	12,388	60	21,620	1,339	975	2,314	23,935
当中間期変動額													
剰余金の配当						111	111		111				111
中間純利益						362	362		362				362
自己株式の取得								0	0				0
株主資本以外の項目 の 当 中 間 期 変 動 額 （ 純 額 ）										326	-	326	326
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	251	251	0	250	326	-	326	577
当中間期末残高	5,191	4,101	4,101	1,090	6,492	5,056	12,639	60	21,871	1,666	975	2,641	24,512

当中間会計期間(自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	土地再 評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余 金		利益剰 余金合 計						
					別途積 立金	繰越利 益剰余 金							
当期首残高	6,191	5,101	5,101	1,090	6,492	5,376	12,959	61	24,190	1,939	975	2,915	27,105
当中間期変動額													
剰余金の配当						113	113		113				113
中間純利益						409	409		409				409
自己株式の取得								1	1				1
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										106	-	106	106
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	296	296	1	295	106	-	106	401
当中間期末残高	6,191	5,101	5,101	1,090	6,492	5,672	13,255	62	24,485	2,045	975	3,021	27,507

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～47年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権等については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)等により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は852百万円(前事業年度末は812百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

退職給付会計に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（ETFを除く）の期中収益分配金（解約・償還時の差損益を含む）については、全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当中間会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当中間会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
株式	10百万円	10百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
破綻先債権額	267百万円	143百万円
延滞債権額	6,387百万円	6,250百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	40百万円	155百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,233百万円	1,231百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
合計額	7,928百万円	7,780百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
	1,071百万円	1,132百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	39,962百万円	43,753百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	33,600百万円	37,200百万円

上記のほか、為替決済、公金受託事務等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
有価証券	14,276百万円	14,250百万円
預け金	1百万円	1百万円
その他資産	8,021百万円	8,021百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
保証金	69百万円	63百万円
敷金	259百万円	251百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
融資未実行残高	25,328百万円	26,626百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
株式等売却益	5百万円	2百万円
償却債権取立益	1百万円	22百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	179百万円	178百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
貸倒引当金繰入額	121百万円	142百万円
債権売却損	12百万円	-百万円
貸出金償却	5百万円	34百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当中間会計期間(2021年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
子会社株式	10	10
関連会社株式	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

中間配当

2021年11月12日開催の取締役会において、第97期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(1) 普通株式

中間配当金額	111百万円
1株当たりの中間配当金	25円 00銭

(2) 第 1 回 A 種優先株式

中間配当金額	18百万円
1株当たりの中間配当金	90円 00銭

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第96期(自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

2021年 6 月21日

関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年 6 月21日

関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月12日

株式会社 神奈川銀行
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	島	昇

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神奈川銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神奈川銀行及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月12日

株式会社 神奈川銀行
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	島	昇

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社神奈川銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神奈川銀行の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。